

宇佐市小規模事業者元気アップ事業 時短要請影響版 申請書兼請求書

宇佐商工会議所 会頭 様
宇佐両院商工会 会長 様

申請日 令和3年 月 日

事業所住所：
申請者住所：
屋号・法人名：
申請・代表者名： ⑩
業 種：
生年月日：大正・昭和・平成 年 月 日
創業年月日：大正・昭和・平成・令和 年 月 日
電話番号：() -
宇佐商工会議所会員・両院商工会会員・非会員（いずれかに○をして下さい）

標記給付金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請及び請求します。

申請及び請求額 金 円

※受給した支援金にすべて○をして下さい

- ① 国月次支援金【8月分・9月分】
- ② 県事業継続支援金【第2期】
- ③ 市小規模事業者元気アップ事業【感染防止強化版】

※申請及び受取りの委任をする場合は代理人を記入してください。

私（申請者）は下記の者を代理人として本事業の申請、請求及び受取の権限を委任します。

代理人 住所
氏 名 TEL

※こちらは受取時に署名・捺印して下さい。

上記給付金を確かに受け取りました。

令和3年 月 日

受取人

⑩

以下には記入しないでください。

宇佐市確認番号

書類確認欄	
<input type="checkbox"/> 誓約書 申請者署名があるか	確認者欄

書類確認欄	
<input type="checkbox"/> 受取人の身分証明書	確認者欄

※裏面の同意事項を確認の上、署名または記名押印をお願いします。

宇佐市小規模事業者元気アップ事業 時短要請影響版 申請に係る誓約書兼同意書

1. 下記事項に間違いありません。
2. この誓約及び申請が虚偽であることにより、申請の不決定又は決定取消により給付金の不給付、返還請求又はその他の宇佐市、宇佐商工会議所及び宇佐両院商工会が行う措置により不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。給付金の返還請求があった場合、30日以内に返還します。
3. 給付に必要な住民基本台帳情報、課税情報を宇佐市が確認することに同意します。
4. 給付に必要な資料を市、宇佐商工会議所及び宇佐両院商工会に求められた場合、該当資料を提出します。
5. 給付に必要な国、県の支援金を宇佐市が確認することに同意します。
6. 次の①～⑦のいずれにも該当しません。また、大分県警察本部に該当の有無の照会を承諾します。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ⑦暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者

※該当項目のすべての「はい」に○があることで給付対象となります。

1. 大分県時短要請協力金を受給していない。 (はい・いいえ)
2. 宇佐市元気アップ事業【宿泊・飲食業者版】を受給していない (はい・いいえ)
3. 風俗営業および特定遊興飲食店営業の許可を受けている飲食業ではない。 (はい・いいえ)
(ただし、食事の提供を主目的とする場合、および社会の善良な風俗に影響を及ぼすことのない場合は除く)
4. 市の安心安全ステッカーを事業所に掲示している。(事業所が市外の場合は同等以上の対策有) (はい・いいえ)

【個人事業者はこちらに記入してください】

5. 令和2年分の事業収入の確定申告を行っている。 (はい・いいえ)
6. 事業で生計を立てている。(例：事業所得が全体の所得の1/2以上など) (はい・いいえ)
7. 【宇佐市に住民票がある場合】現在、宇佐市に住民票がある。 (はい・いいえ)
8. 【宇佐市に住民票がない場合】現在、宇佐市に事業所がある。 (はい・いいえ)

【法人はこちらに記入してください】

9. 現在、事業所が宇佐市内にある。 (はい・いいえ)
10. 申請日の直近の確定申告（又は決算処理）を行っている。 (はい・いいえ)

申請者名自署または記名押印

※表面に記載漏れがないかご確認ください。